

伊北地区非出資漁業協同組合内共第 24 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、伊北地区非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第 24 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第 11 条に規定する場合を除き、承認するものとする。
 - 3 第 1 項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

- 第3条 遊漁者は、第 7 条第 1 項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。
- 2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規模 |
|-------|------------|
| 竿釣 | 竿数は、1人2本以内 |

(遊漁期間)

- 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

| 魚種 | 期間 |
|---------|----------------|
| こい、うぐい | 1月1日から12月31日まで |
| いわな、やまめ | 4月1日から9月30日まで |
| わかさぎ | 7月1日から12月31日まで |

(禁止区域)

第5条 前条に規定する期間であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

| 区域 | | 期間 |
|-------|--|--------------------|
| 田子倉湖 | 南会津郡只見町地内電源開発株式会社大鳥発電所堰堤下流端から下流850メートルまでの区域 | 周年 |
| | 南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤上流端から上流左岸約300メートルに位置する若宮八幡神社湖畔突起部一本松の地点と同右岸約1,000メートルに位置する白戸川合流地点を結んだ直線及び両地点を湖岸と堰堤を經由した線により囲まれた区域並びに同堰堤の上流端から下流500メートルまでの区域 | |
| 只見湖 | 南会津郡只見町地内電源開発株式会社只見発電所堰堤下流端から下流300メートルまでの区域 | 周年 |
| | 南会津郡只見町地内電源開発株式会社只見発電所堰堤上流端から上流300メートルまでの区域 | |
| 支流叶津川 | JR只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域 | 5月15日から 6月30日まで |
| 支流蒲生川 | JR只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域 | 5月15日から 6月30日まで |
| 滝湖 | 大沼郡金山町地内電源開発株式会社滝発電所堰堤上流端から上流200メートルまでの区域 | 周年 |

- 2 前項に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。
- 3 前項の公示については、第7条第2項に定める場所に掲示してするものとする。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚種 | 全長 |
|------------|-----------|
| こい、いわな、やまめ | 15センチメートル |

| | |
|-----|----------|
| うぐい | 7センチメートル |
|-----|----------|

2 前項の表の左欄に掲げる水産動植物の放産した卵は、採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の2分の1に相当する額とする。

| 魚種 | 遊具・漁法 | 遊漁料 | |
|-----|-------|-----------------|--------------------------|
| 全魚種 | 竿釣 | 1日 | 1,000円 (組合事務所又は取扱所) |
| | | 1日 | 1,500円 (遊漁現場) |
| | | 1年 | 4,500円 (組合事務所又は取扱所) |
| | 船釣 | 1日 | 3,500円 (組合事務所、取扱所又は遊漁現場) |
| | | 1年 | 15,000円 (組合事務所又は取扱所) |
| | 船釣同乗者 | 同乗者1人につき、 1日 | 1,000円 (組合事務所、取扱所又は遊漁現場) |

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。

- (1) 伊北地区非出資漁業協同組合事務所
- (2) 伊北地区非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所
- (3) 組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の指名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区間
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

附 則

この規則は認可された日から施行する。